

議事日程(第4号)

令和3年6月18日 午前8時59分開議

- 日程第1 議案第38号 鹿足郡事務組合理約の一部変更について
- 日程第2 議案第39号 町道路線変更認定について
- 日程第3 議案第40号 財産の無償譲渡について(旧吉賀町地域間交流拠点施設)
- 日程第4 議案第41号 財産の無償譲渡について(旧河津地区集会所)
- 日程第5 議案第42号 吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第43号 吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第44号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第45号 吉賀町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第46号 吉賀町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第47号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第48号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第49号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第50号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第51号 令和3年度吉賀町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第15 発委第2号 吉賀町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 発委第3号 吉賀町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第17 発議第2号 コロナ禍における米の需給環境の改善を求める意見書(案)
- 日程第18 請願第1号 国に対し、「再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書」の提出を求める請願
- 日程第19 閉会中の調査報告について
- 日程第20 閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 桜下議員の「自死防止対策について」の緊急質問について
- 追加日程第2 発委第4号 「刑事訴訟法の再審規定」の改正を求める意見書(案)の提出について

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第38号 鹿足郡事務組合同規約の一部変更について
- 日程第2 議案第39号 町道路線変更認定について
- 日程第3 議案第40号 財産の無償譲渡について（旧吉賀町地域間交流拠点施設）
- 日程第4 議案第41号 財産の無償譲渡について（旧河津地区集会所）
- 日程第5 議案第42号 吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第43号 吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第44号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第45号 吉賀町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第46号 吉賀町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第47号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第48号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第49号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第50号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第51号 令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）
- 追加日程第1 桜下議員の「自死防止対策について」の緊急質問について
- 日程第15 発委第2号 吉賀町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 発委第3号 吉賀町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第17 発議第2号 コロナ禍における米の需給環境の改善を求める意見書（案）
- 日程第18 請願第1号 国に対し、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める請願
- 日程第19 閉会中の調査報告について
- 日程第20 閉会中の継続調査について
- 追加日程第2 発委第4号 「刑事訴訟法の再審規定」の改正を求める意見書（案）の提出について

---

## 出席議員（12名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 松蔭 茂君  |
| 5番 中田 元君  | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |

9番 河村由美子君  
11番 藤升 正夫君

10番 庭田 英明君  
12番 安永 友行君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	光長 勉君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	栩木 昭典君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	堀田 雅和君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	山根 徳政君		

---

午前8時59分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席人数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程等はただいまお手元に配付したとおりであります。

日程に入る前に、松蔭議員のほうから先般6月11日の一般質問において不適切な発言があったので一部取り消したいという申出がありました。

事前に今朝、皆さんにお諮りしたところでございますが、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、松蔭議員からの発言の一部削除については、会議録及びCATVから削除することに決定をいたしました。

---

**日程第1. 議案第38号**

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第38号鹿足郡事務組合規約の一部変更についてを議題

とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第38号鹿足郡事務組合規約の一部変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

## 日程第2. 議案第39号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第39号町道路線変更認定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第39号町道路線変更認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

## 日程第3. 議案第40号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第40号財産の無償譲渡について（旧吉賀町地域間交流拠点施設）を議題とします。

本件については、初日に、6番、大多和議員よりの質疑がありました図面を先ほどお手元に配付しました。そのことについて担当課長より説明をしていただきます。山根柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） おはようございます。柿木地域振興室の山根でございます。提出依頼のありました測量図面について説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1枚目、右上に①と記載をしております図面を御覧いただきたいというふうに思います。

こちらは、公募型プロポーザルの実施前に職員のほうで測量を行いました測量図でございます。これに説明をする中で校舎の位置があったほうが見やすいただろうということで、航空写真や地籍調査図を参考に図示をしようとしたところが、現地と相違があるということが判明いたしました。測量中の測量機器の設置場所を変える作業、ターニングと呼ばれるものでございますが、それをする際にずれを修正をして方向がずれたものと思われまして、想定した面積と大きく違うことになりまして、大変申し訳ありませんでした。

議会の議決をいただきましたら、土地の賃貸借契約の前に借地部分の境界の立会いを行った上で測量を再度実施いたします。そこで参考図としてつけております、次のページ、②のほうを御覧いただきたいというふうに思います。

この図面では、航空写真を参考に校舎部分を図示しております。真ん中の斜めに校舎部分と書いたものの長方形の部分でございます。若干、玄関とかの突起については書かれておりませんが、そこから作図をして線を入れてはかり、作図したものでございまして、これによりまして約2,224平方メートルということになりまして、この境界の立会いのための参考図としたいというふうに思っております。

また、説明で借地料につきまして、月額で2万5,000円弱、年間約30万円になるだろうということで説明をさせていただきましたが、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

参考書の2,224平方メートルで試算いたしますと、月額で約3万8,000円、年間では45万6,000円程度になると思われまして、3月議会の時には2,000平方メートルで試算をしておりましたので、これについては年間41万円程度ということで説明をさせていただきましたけれども、若干2,000平方メートルよりは増える形で借地の契約になるのではないかとというふうに思われまして、議会議決後に再度立会いをして測量を行って面積のほうを算出をしたいというふうに思っております。大変申し訳ありませんでした。

○議長（安永 友行君） ただいま室長のほうから説明をしていただいたところですが、質疑については保留してありますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 測量図を出していただきましてありがとうございました。

それでお尋ねしますが、この測量図で増えるのり部分ですが、この境界はのり下とみてよろしいでしょうか。のり上をこうしとるんじゃないと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えしたいと思います。

図面のほうの下側の高津川と書いてある辺あたりの境界のことだと思われませんが、これは地籍調査で測量をした点を落としてございまして、河川との境界になりますのでのり上が当たるといふふうに思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 国調図がのり下じゃないかなと思うんですが、これがもしものり上だとした場合に、のりの部分は町有地じゃないということになりますよね。そうするとちょっとおかしくなるんじゃないかなと思いますが、のり上で、のり部分を、町有地だった場合にその除草というか草刈りなどは、町有地だったら町が独自に別途費用を出してやらなくちゃいけないと思うんですよ。

それで一応こういう場合に、貸しとる場合には、のり下まで貸して、借主がそういう所の雑草なんかの草刈りなんかはするということになるんじゃないかなと思います。

それで、ましてやここには木も生えておりますので、現地説明の時に木なんかの植栽についても借主がその整備をするという説明を聞いておりましたんで、もう一度その辺りを確実に確認していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えしたいと思います。

植栽を含めました草等の管理につきましては、賃貸、賃借した土地についてはお願いをしたいというふうに思っております。

のり下部分につきましては河川ということになりますので、県管理ということになりますので、そこについてはやっぱり賃貸借契約ということについては町部分、町の所有部分についての契約になろうかというふうに思っておりますが、隣接をしておりますので管理についてはできるだけお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 本日提供していただきました追加資料で、1ページ目と2ページ目がございます。右側に座標軸の数値が入っておりますが、これは今の①と②で数値が同じ数値と、特にKS4のところですか、大きく位置が変わったところですけども、同じ数字になっていますけども、数字と、座標軸としては、そのように数字の場所が入って、それで図面が作成されているのか確認します。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） すみません、お答えいたします。

①、②の右の座標が入ったところでございますが、①と②について、①のほうには下に別で枠がございますが、こちらが1,446平米を切り取った計算したものが入っております。上については、柿木539番地2の全体の座標のほうが入ったものでして、②のほうの2,224平方メートルの部分については図示をしておりません、ということでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 先ほど室長のほうからありましたけれど、金額が変わったということになりますよね、最初の月額、年額、面積の関係で。そうすると、借主のほうの田村さんでしたか、その方との月額2万5,000円であったのが3万8,000円とかなったという説明ですが、その辺のところの了解は取られての話なんですか、いや、そんなに高うては借地にはならんよという話になっとったら大変なことになるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 借地料については、まだ正確には伝えておりませんので、議決後に立会いをした上で測量をして面積が決定をして、借地料についてはそこからの計算になるということで、概算ではこうなるかもしれませんという話はしておりますけれども、今の約2,224平方メートルになる可能性があるという話もさせていただいております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第40号財産の無償譲渡について（旧吉賀町地域間交流拠点施設）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第4. 議案第41号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第41号財産の無償譲渡について（旧河津地区集会所）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第41号財産の無償譲渡について（旧河津地区集会所）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第5. 議案第42号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第42号吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） このたび入れる分でふるさとの地域医療に関する事業ということを加えることになっております。現時点におきまして想定する事業ありましたらお示しく下さい。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えいたします。

現時点において、予算上この事業であるというふうなことの決定といえますか、そうしたところはまだ判断をしていません。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。



これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第42号吉賀町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第6. 議案第43号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第43号吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第6、議案第43号吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここでちょっと資料の差し替え等も発生するようですので、間に合いませんので休憩します。  
10分間。

午前9時23分休憩

.....  
午前9時31分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

### 日程第7. 議案第44号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第44号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ここで質疑に入るまでに町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） そういたしますと、議会開会初日で上程をさせていただきました議案第44号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、上程後のところで執行部のほうから提案なり提示をさせていただきました内容に字句で誤りがあることが判明いたしました。改めて先ほど議席のほうへ議案並びに参考資料の差し替え分を配付させていただいたところであります。まずは、深くお詫びを申し上げたいと思います。

なお、取り扱いにつきましては、議長のほうへお取り計らいをお願い申し上げたいと思います。

それから、修正を加えた変更のあった部分等につきましては、この後担当いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安永 友行君） それでは、課長のほうから説明をしてもらいます。

永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、修正箇所についての詳細説明をさせていただきます。先に配りをいたしました定例会資料の13ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表のほうを載せさせていただいておりますけれども、この中の変更点でございます。今回の条例改正につきましては、上位法の内閣府令の改正に伴うものということで、特定地域保育事業者、吉賀町内には該当はございませんけれども、これらの事業者が3歳に到達する時点で連携を図らなければならない規定がございますけれども、その中に「国家戦略特別区域法に規定をする国家戦略特別区域小規模事業所を行う事業所」というような記載で上程をさせていただいたところなんです。こちらの下線部のところのいわゆる内閣府令に規定をされております文言の事業所の表現が誤っております。正しくは「国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」というような記載となっております。

議案を上程いたしますこちら保健福祉課の事務的な過誤でございます。大変このたびは申しわけございませんでした。ただいま御説明をさせていただきました内容のほうに修正のほうをお願いをしたいというふうに思っております。大変申しわけございませんでした。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいま町長の方から申し出があり、課長のほうから説明が

あったところですが、条例の、第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域の後の小規模保育事業というところなのですが、誤りは「小規模事業所を行う事業所」とありますが、それを「小規模保育事業を行う事業所」に改め、議案を差し替えるということなのですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは差し替えることに御異議ありませんでしたので、そのようにして質疑は保留してありますので、これを許し、続行いたします。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 初日にも、本日もですけれども、この条例の改正というのは内閣府令によるものだということで説明がありましたが、内閣府令をきちんと見てこのたびの改正を行っているかというところ、そうではないところがほかにも見受けられます。本日配付していただきました関係資料のほうの第5項で、現行のほうでいきますと前項の場合においてうんぬんと書かれておりますが、今の内閣府令によりますと、この現行どちらでもいいんですけど、3行目の次に掲げるものの次のところからアンダーラインを引いて、改正後が示されています。現行も改正後も変わらないんじゃないかというのをお配りしていただいた新旧対照表ではなっていますが、元々の条文そのものというのは「次に掲げるもの」の、ものという字が平仮名で、平仮名で表示をすることはいわゆる個人であるとか法人であるとかそれ以外のもの、人を含むときに平仮名を法律上使われるというふうになっているというふうですが、法人でも個人でもないところがやるということを想定して平仮名で表示をされているわけで、そのところが直されていないままで本日も再提出がされたんですが、そういう内部での相互チェック、そのものがどうあるか。その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまのことについてお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり今回内閣府令の改正については、「次に掲げるもの」といったところについては平仮名のものの内容となっておるところでございます。実際に今回の改正部分の以外のところでも条例上多くのものというところ漢字での条例上の記載となっているところがございます。条例自体のものが大変膨大なものがございますので、相互に関連し合うというところもございまして、その部分の詳細なチェック等々を行う必要等々がございますので、今回のところにつきましては、現行の条文の内容のままで該当する部分についての改正を行わせていただいたというところがございます。

相互のダブルチェックの部分どうなっているのかというところがございますが、基本的には改正作業、様々な事務手続きを行う担当者が行ってきたものを課内、あるいは例規担当のほ

うと相互にチェックをしていく中で行っておるところでございますけれども、今回につきましてはその部分につきまして、チェックが及ばなかったというようなところで大変反省をしておるところでございます。以後このようなことがないようチェックのほうを厳正に行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。大変申しわけございませんでした。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 私は少なくとも先ほど示しました内閣府令第23号令和3年3月31日付けだけに限って、ですね。限ってでもそれに沿ったもので今の新旧対照表等作成されるのが当然だと思いますが、そういう条例改正のやり方としてどうであったか、この点について担当課長、以外のところも含めて。条例改正そのものというものについての考え方について、どういう見解を持っているかお示してください。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 私のほうからお答えいたします。今回内閣府令の改正内容と違っておったという御指摘だろうと思っておりますけれども、ちょっと私も見たんですけど、府令の改正文がちょっとなかなか私も見つからなかったんですけど、やらなかったわけじゃなくて、見たんですけど、できなかったんですけど、基本的には改正内容のとおりやるのが基本だろうと思っています。

ただ、今原課のほうでそのものというところがほかにも出るんじゃないかということが働いたようでございますけど、基本的にはやはりまず上位法の改正どおりにやった上で、それでその他に影響することをまた新たに探していくというのが正しいやり方だろうというふうに思っております。その辺のところでは、起こったことはと大変申しわけなく思っております。以後気をつけていきたいと思っております。申しわけありませんでした。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております議案第44号に対する反対の討論を行わせていただきます。

非常に内容的にはどうしように軽微なものです。しかしながら、条例というものを正確にあるべきものであるという、こちらの指摘に対してもその部分の改正をするということがなかった。こちらが言うてることが間違っているなら間違っていると言っていた方がいいんですが、それすら、それも修正しない。今の漢字のものと平仮名のもの、中身が違っていると分かっているがそれをしようとしらないということ自体がやっぱり問題があると。このような形のことが以後も続けら

れることが非常に危険なことであるというふうに感じております。

そういう点で、そのままいいよということを私は言うことができないということで、この改正する条例に対しての反対をせざるを得ないということで反対の討論とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第7、議案第44号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。しがたって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第8. 議案第45号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第45号吉賀町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第8、議案第45号吉賀町特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。しがたって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第9. 議案第46号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第46号吉賀町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第9、議案第46号吉賀町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。しがたって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第10. 議案第47号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第47号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第10、議案第47号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。しがたって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第11. 議案第48号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第48号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第11、議案第48号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。しがたって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第12. 議案第49号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第49号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第12、議案第49号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。しがたって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第13. 議案第50号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第50号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第13、議案第50号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。しがたって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第14. 議案第51号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第51号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件については初日の質疑の保留があります。11番議員より石州会の経営状況、6番議員より児童生徒の推移です。開会前に資料としてお配りをしたところでございますが、それぞれ担当課長より説明をしてもらいます。

永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、追加資料の3ページを御覧いただきたいと思えます。A4の縦長の資料でございます。こちらのほうが令和2年度の石州会の決算状況ということで法人側より取り寄せさせていただきました資料です。こちらのほうによりまして、令和2年度の損益のほうといったところの右下の右から3番目の1番下のところに令和2年度の実績額といったところで、マイナスの3,394万7,000円というようなところで、3期連続の赤字が継続しているというようなところの資料とさせていただきたいというふうに思っ



おります。

それと、参考までに4ページ、5ページのところにつきましては、令和元年度、平成30年度の石州会それぞれの収支状況についての報告書を付けさせていただいておりますので、対比をしていただきながら御覧をいただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、教育委員会のほうから大庭教育次長のほうから資料説明をしていただきます。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。本日お配りの追加資料の最終ページです。吉賀町立小中学校児童生徒の見込み数です。上段の表が小学校、下段が中学校となります。上段小学校の左側、これはいずれも本年5月1日現在で年度単位でおさえたゼロ歳児から5歳児までの校区別の人数と5月1日現在の各学校の在籍児童数が表記されております。その右側の表は年度別の全校児童数です。左側のものの令和3年度は左側の表の1年生から6年生までと。それを1年ずつ左にずらしていった集計が書かれております。

それから、下段のほうは中学校で、こちらについては5月1日現在の在籍する生徒数で、右側は同じく令和3年から9年までの現在の校区ごとの子どもの数を集計したものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、本案についても質疑が保留してありますので、これよりこれを許します。質疑はありませんか。

6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 教育委員会、ありがとうございました、資料。それで、一応複式学級となる場合の基本的な生徒児童数というんですか、何人以下なら複式学級になりますということになるんじゃないかなと思うんですが。特別支援学級を除いて、一応この現行の今回示された児童生徒数でこれについては複式学級になりますというやつを教えていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。まず、複式学級となる基準ですが、第1学年が存在する学級の複式学級の基準は8名以下であれば複式学級となります。第2学年以上のところでいきますと16名ということになっております。今年度の学校別でいきますと、蔵木小学校は1、2年、3、4年、5、6年の3学級となっています。六日市小学校でいきますと、5、6年が複式学級となっています。朝倉小学校については、1、2年、3、4年、5、6年の3学級です。七日市、柿木小学校については、3、4年、5、6年がそれぞれ複式学級となっております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 全員協議会のときに私おりませんでしたので、分からないことがありますので、ちょっとお聞きいたします。

六日市病院の石州会の全員協議会の資料ですけど、1ページから6ページにかけて今までの経過等が書かれてあります。今までのこの経過を見ますと、町のほうから石州会のほうにたびたび経営改善計画、あるいは収支計画等要請しておりますが、なかなか回答がきていないというふうなことかと思えます。そういうふうな中から今度は役場のほうから病院のほうに対して第三者を入れてという話が出てきておりますが、この第三者というのが1番最後のページにも出てきますが、山陰合同銀行さんということになっておりますね。その山陰合同銀行さんというのは第三者の立場に本当になられるのかどうかというところ。結局今も切っても切れない仲でありながら、第三者を合銀さんになっておるというその辺解釈はどのようにしておるかということなんです。

それと、6ページのところにこのたびまだ予算が通っておるわけではございませんけど、1番最後のところで令和元年度コンサルタント導入との違いというところの表がございますが、前回の契約者はコンサルタントと吉賀町となっておりますね。今回は石州会が契約者となっております。ただ、この石州会が別に、あれはないんですけど、実際にこの予算が通った暁には、町が1,000万円を出したことによってそのコンサルタントでやるということは、実質契約者は吉賀町ではないかと思われませんが、その辺のこともちょっとお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

今回、1,000万円の予算を計上させていただいておるところでございます。その部分につきましては、約1年少し前に石州会側からの追加支援等々を求められる中で、さらなる経営改善というようなところを求めようという議会の意向もございました。そういったところも踏まえて、石州会に対しまして再三経営改善計画の提出といったところで求めてきたところでございますけれども、実際なかなか提出にはいたらなかったという中で、石州会さん側のほうからこのたび公設民営化なり、あるいは今後の事業の安定化を図っていくという中で、コンサルいわゆる町からの回答にあった第三者の支援を得ながら経営改善計画の策定をしていくというような御判断をなされたというようなところでございます。

そういったところの第三者というところでございまして、いわゆる山陰合同銀行が第三者になり得るのかどうなのかというようなところの御指摘だというふうに思っております。確かに、債権者というような御立場ではありますけれども、基本的には様々なコンサル業務等々もやられておられるというようなところと、実際入られますのが山陰合銀だけではなくて、日本経営という

コンサルタント会社もございます。そちらのほうとコンソーシアムといういわゆる協同的な作業で入られるというようなところなので、町といたしましてはこの方々につきましては、第三者に該当されるものではないかというふうに判断をしておるところでございます。

それと、いわゆるコンサルタント業務について補助金を出すというようなところから、その契約主体が実は町になるのではないかというようなところの御指摘であったかというふうに思っておりますけれども、基本的に前回のときにつきましては、今後の町の将来的な病院の規模、機能、将来の病院の方向性なりを決めるためにコンサルという形をお願いをさせていただいたものでございます。今回のコンサルタント業務につきましては、純粹に町が求めております石州会法人自体の経営改善策の計画化というようなところでございますので、あくまでも契約の主体といたしましては石州会が契約の主体となると思われまますので。そういったところでございますが、先ほど資料のほう追加提供させていただきました石州会自体も3か年間収支的には赤字が続いているような状況で、なかなか余裕がないというような状況でございますので、そういった部分について町といたしましては、今回コンサルタント料の部分につきまして、補助をさせていくという形での支援をさせていただくというような形で今回予算のほうを上程させていただいたものでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 私がなぜこんなことを言うかということ、今まで何年もかけ、また何回も町のほうから石州会のほうに経営改善計画、収支計画書というものを出示してくださいということ、これを再三出しておる中で、このたび特に私が反対するとかどうとかいう立場でなしに、この第三者のコンサルタントを入れると言いながら、どうしてもこれは病院内部の協力ができないと思われまますが、今まで何年も何回も再三請求しながら、どちらかというとも無視されたというふうな今までの経過から見るとなるんじゃないかと思うんですよ。そういう中で、このたびこのコンサルタント料960万円というか1,000万円をその合同銀行さんと六日市病院さんの中で、当然町も入るわけですけど、経営改善計画、それがしっかりしたものが令和6年から公設民営に持っていくようなものが本当にできるかどうか。昨日も3番議員さんが、副町長が前日に言われたことをごつに、ごつにつて言ったらいけんが、褒められておりましたけれども、ただそれに乗っかっておって、本当にいいんかどうかというところも疑問に思いまして、こういうふうな質問をさせていただいております。本当に病院と合銀さん、町が入って、本当病院さんのほうの協力がなければできんというようなところが出てくるんかどうかというところの見解を。もう執行部のほうは多分御存じだろうと思うんですが、本気度が。それは本気ですよと言ったらそれで口で終わりかもしれませんが、この1,000万円が本当に生きてくるかこんか、町民もこの六日市病院存続ということは大声あげてみんなが言われておることは分かっておる。だから、

私がこんなことを言うたら、お前反対なんかと言われるかも知れませんが、やはり1,000万円という大きなお金を身銭を見切って出すわけですから、副町長と言われるように任せてくださいというようなことで、いくかどうか。相手がおることなんで。その辺のことをしっかりお伺いしたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

懸念される部分について今議員御指摘のとおりだろうと思えますし、先日のところでは11番議員さんのほうからも同様な御質問いただいたところがございます。まず、合銀さんとの関係でございませけれども、今回仮に石州会が今年はいろんな補助金があつて、3,000万円の赤字で終わっていますけど、今のコロナの補助金とか寄附金等多額の寄附があつたということですけど、通年ベースでいきますと大体2億円ぐらい赤字が出る見込みです。単年度で。とすると、どう考えてもあと1、2年、このままの経営だと。そうするとおそらく資金ショートが起こつて、経営破綻ということになりかねない。現状からいうとそういうふうに私どもは見ております。ですので、今のままじゃあいけないのでやっぱり経営改善の計画を策定して経営の立て直しをしないと、公設民営化にいく前に病院がなくなってしまう、そういうことにもつながりかねないというふうに思っています。そのためにはやはり先ほど議員もおっしゃいましたように、明確な資料の提供等がないとやはりコンサル業務に影響してくるというふうに思っています。そういった中で懸念をされますけれども、理事長のほうとも話をしまして、理事長のほうはあらゆる資料はもう提供するというふうにおっしゃっています。ですので、今それを信じるしかないんですけど。仮にこれで動かないということになれば、やはりそのことは理事長を通じてでも事務方のほうに助言等をしていただきながら、やはり正確なものは出していただきながら数字を出していくということが大事になろうかと思えます。

それから、合銀さんとの関係も言われましたけど、経営破綻して一番困るのが合銀さんですので。約6億円ぐらい今債務があると思えますけれども。合銀から言えば債権ですけども。それが回収できないということは大変なことになると思えます。ですので、合銀が関わるということは、そうならせないために合銀も多分動かれると思えますので。我々はそこにもある意味では期待しておるところでもございますけれども。そういった形でまずはやはり再建計画をちゃんとしたものを作っていく。そして、この間の再三言いましたようにその作った計画を実行していく、それが来年度以降のところでのこの改善ができるかできないか、そこにかかってくるというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 副町長が前回言われたことではございますが、やはり理事長とお

話も大事なことです。私、第三者から見たらやはり事務局がやはりそこら辺はネックではないかと。私は町民の声からも聞いておりますが、その辺のことをやはり理事長がこういってほしいんだよというもんでもなかなか。やはり事務方が握っておりますので、そこら辺のところをしっかりとやっていただいて、町長がやはり筆頭に立って、町民の代表として本気でやるという覚悟を。副町長でいけんというわけじゃない、副町長が言うことは町長が言うことと一緒にしたいと思いますけれども、やはりそこを明確な態度でこのことに当たっていただきたいと思います。町長、一言何かあればお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 病院の件につきましては、先般の一般質問の中でも3番議員のほうから通告がございました。そのときにもお答えをしたとおりでございます。こうして三者で、三者というのは島根県と石州会と吉賀町であり方検討会議を時間をかけて協議をして、今日にいたっているところでございます。やっとなんていいますか、石州会、病院のほうで理事長もいわゆる残された時間は本当に少ないんだという思いの中で、今年の春先から3月4月ぐらいから経営改善計画の本当本気度が我々にも伝わってきたというところでございます。先ほど副町長が申しあげましたように、理事長も、当然理事長ですから。病院長ではなくて理事長ですから。兼務なんです。経営者でございますので、出すべき資料は全て出すと、提供するとかういった言葉もいただいているわけです。我々は本当そこを信じるしかないわけでございますが、経営のトップがそうしたことを発言されるということは、事務方のお話もありましたが、経営のトップの発言ですから。それはやはり経営体として組織としてしっかりそれは果たしていただかなければならないということでございます。折々で理事長、私と、それと副町長とか事務方も含めてでございますが、会談等もさせていただいておりますので、今回この議決をまずいただくというのが第一でございますが、そのうち抜けても、当然町のほうに関わりを持って行くということは全員協議会で申しあげたとおりでございます。そうしたスタンスで、強い思いで取り組んでいきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 私副町長の答弁をごつに褒めてはおりません。重く受け止めるというふうに申しました。ごつに褒めてはおりません。そのことは一言述べさせていただきます。

副町長の答弁の中で、しっかり経営改善計画について監視をするということを述べられました。監視ということはいろいろな方法があると思うんですが、具体的に例えば定期的に病院のほうから説明を求めるとか、あるいは町のほうから定期的に病院に行って、チェックをするとか。あるいは、いろいろな方法があると思うんですが、その監視について、具体的にもし決まっておればお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えをさせていただきたいと思います。

監視という言葉が適当かどうかというのはちょっと疑問なところもあるかと思いますが、要はできた計画を実行に移すということが一番大事でございまして、そのためにいろいろな方法があるかと思いますが、まずはそこら辺のところは当事者であります石州会、病院のほうとも協議をしていかなきゃいけないと思います。当然これからコンサルの報告も含めながら、どういう取り組みをしていくか。当然このコンサルのほうからもアドバイスをいただかなきゃいけないと思うし、その都度また協議等もしていきたいというふうに思っております。

具体的な方法については、これいろんなやり方があるかと思いますが、例えばそのこの病院の現場に誰か人を配置するというのも一つの方法もあるでしょうし、今みたいに進捗状況を逐次報告してもらいながらそこに町が関わってくるというような方法もあるかと思いますが、要は、実行していく推進体制を作っていくということが一番大事だろうと思います。監視という言葉はちょっとあまり適切じゃないかもしれませんが、実行するそういった部隊といいますか、そういったところの体制を作っていくということが大事だろうというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） それで、関連しますが、この全員協議会の資料の8ページですが、6番の黒ぼつの町は作成された経営改善計画に対し、計画内容の評価と確実な計画の履行を行う必要があると。ちょっと確認ですが、この中の計画というのは経営改善を指しての計画で、だったら履行を行う、履行とは具体的にどういう履行なのか。その点をはっきりさせていただきたいと思います。別に町として追加支援とか公設民営化の準備をする計画があつてのそういうふうな計画を別にもつてのそういったことで履行をするのかということは、その点をはっきりさせないかんとなかなか今回の予算でも賛成が得られないのではないかと考えておりますが。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 作成された資料8ページのところでですけど、確実な計画の履行という表現がしてありますけれども、でき上がった経営改善計画をこれをいかに実現していくかと。履行というのはまさにそのことだろうと思います。だから、経営改善計画を実行に移していく、実現させる。それをする必要があるというところです。ですので、公設民営化というのはまた手続きも別になりますので、それはまたその別途手続きが必要になってくるとは思いますけれども、まずは、経営改善計画で示された内容を実行に移して、経営改善を実現させていく。あるいはまたそれと並行して公設民営化の手続きを進めていくということにはなるかもしれませんが、それはまだ今の段階ではちょっと言えませんので、それはそれでその都度また議員の皆さんなり、検討会議なりそういったところで協議をしながら、具体的なところはまた進めていくということになろうか

と思います。ここに書かれておりますのはあくまでも作成された経営改善計画を実行する。そのための履行という表現がしてありますけれども、そういうことだろうというふうにおもっています。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 予算書のほうでもう一度説明をお願いしたい部分で、13ページの病院の地域医療確保緊急対策事業補助金の1,000万円ですけど、病院から要望された990万円との差額の10万円についてもう一度詳細な説明を求めます。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

当初、予算編成上のところでの情報といたしましては、1,000万円という形で報告を受けておったところでございます。そのうち、実際の要望書等々の中で見積書のほうも添付をさせていただきまして、990万円という金額が出てきたというところでございますので、今回1,000万円という形で計上させていただいておりますけれども、残りの10万円の部分については現行においては今のところその部分全額を補助するという形ではなくて、交付申請等々が出された金額で対応してまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 交付申請が出された段階でということ、先ほども病院の経営状況の分を出していただいておりますが、実際にそのキャッシュフロー上1,000万円、990万円ですけど、お金がどうしても捻出できないのかという点で職員の方の一時金払った時点でのお金がどうかとか、そういうところも含めて、やっぱり示していただきたかったというのがあります。今その先日の執行部側の御答弁の中に全員協議会の資料の7ページであります経営コンサルタント業務というのがありますが、これの課題の明確化、いわゆるステップ1から入っていくという御答弁もありましたが、この課題の明確化の中でこれまで石州会の内部において、特に若い人たちからいろんな経営改善上の課題が出されておりました。例えば、給食の問題であるとか人件費の問題。そういうものを正確につかんで、このたびのコンサルに生かすそういう考えを思っ望むのか、その点についてお聞きします。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 経営改善策につきましては、それぞれ若手の中でそういったワーキンググループなりを策定をされまして、町のほうにもこういったところを検討しているんだという報告、あるいは資料等々もいただいているところでございます。そういった部分について、その後の進捗状況等、どのようになったのかというような部分につきましても今回やはりその部分も経営を改善していく中での課題であろうと思っておりますので、そういった内部での若

手の方々の取り組みなどにつきましても、町といたしましては可能であればそういった分析などにつなげてまいるように、いわゆる今後の計画策定に参画していく中で、求めてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 1時間を優に過ぎましたので、休憩の動議を提出したいと思いますので、お諮りください。

○議長（安永 友行君） ただいまの動議については皆さん特別に諮ることは必要ないと思いますので、言われるように10分間休憩します。

午前10時28分休憩

.....

午前10時37分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑続行中です。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 先ほどからいろいろ質問が出ていますけど、私が少しこの病院件、コンサルの件ですけど、疑問に思うのは、まず、お金を出すのにコンサルは病院側が、石州会が選定するということが、まず一つ疑問に思います。

それと、公設民営化に向けての経営改善の策定ですけど、ここに要望書の中に書いてありますように、六日市学園との関連で、職員さんがもう今の規模では職員の数、数といいますか、人員が足りなくなっているわけでありまして、西病棟34床閉鎖しましたね。それで、40床の削減が必要となり云々書いてあります。

要するに規模を縮小して、収入は減ってくるわけですよ。収入は減ってくるけど、その負の部分、借入れ部分は残るわけでしょう。3年連続で赤字なわけですので、今から規模を縮小して黒字になる、何か到底考えられんわけです。

それを合銀の子会社のコンサルが、経営改善策を、計画をつくるわけでしょうけど、本当に経営改善計画ができて、町の持ち出しがあったにしても、財政を壊すような持ち出しではないにしても、お互いが病院を経営しながら、町もそう大きな負担にならないというような経営改善計画ができるとは、私は到底思われないわけです。それを執行部の方が、こういう状況の中で、まだ経営改善計画ができるもんだということをおもうとること自体が、私はちょっと不思議な感じがします。

その辺のところの考えを、ずるずるまた公設民営6年を目途にということをおっしゃいますけど、あと2年……、3年の間に傷口を広げることになるんじゃないかと思うんです。

とりあえず自分のお金じゃないから、経営改善を、計画をつくってそれを履行さすという考え



なんでしょうけど、その経営改善計画自体がどういうもんになるか分からない。

しかも、このたびみたいにコンサルを指定するのは病院で、お金だけ出すというような消極的な姿勢で、私は到底この策定計画が立派なものできたとしても、それが実行に移されるという保証は何もないわけですので、その辺のところを大変危惧しています。

むしろ私の考えは、この傷口の小さいときに1回清算して新しくやり直す。それは、財政的には随分負担がかかりますけど、そのぐらいの覚悟を持たんと、多分執行部の方が思うとるような絵は、絵というか、姿は実現できないと思いますけど、その辺のところを考えをお聞かせください。

どっちにしろ、議員も町長も10月には改選があります。無責任な引継ぎはできないわけでありますので、きちっとした決意をここでお聞かせしてください。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 幾らか繰り返しになるところもあろうかと思えますけども、まず、コンサルのほう、病院のほうにお願いするというか、病院が契約をするということなんですけども、まずはこの経営改善計画、やはりあくまでも収支の改善をするというのは、病院の経営でありますので、そこにそれを、改善計画をつくるということであれば、やはり病院が主体的にやっていくのが第一義だろうというふうに思っています。ですので、病院のほうで契約をされて作成をされるということでございます。今回、要望書も出ていますけども、それに対して経費の補助が頂きたいということでございます。

先ほどもありましたけども、多分、資金的には捻出できない金額じゃないというふうに我々見えています。ただ、これを実行すると、赤字は当然そんだけ膨らむわけですので、約1,000万円の赤字は、来年恐らく決算で膨らんでくるというふうに見えています。ですので、将来にわたってツケという意味では同じことになるのかなというふうにも見えますけども、ただ、お金だけに限って言えば、捻出できない金額ではないというふうにも思っています。

それから、改善計画自体ができるかできないかということなんですけども、理事長が今回強くおっしゃったのは、やはり人のところに手をつけるということを言われました。確かにあの学園の関係で、医療従事者の方が、医療というか、看護師とかそういった方が年々減ってきています。そういったことは事実なんですけども、それ以外のところでも、人のところに手をつけないと、やっぱりやっていけないだろうということは理事長おっしゃっていました。ですので、そういったところも含めて、この改善計画をつくっていかないと、なかなか実のあるというか、実現できるような計画にはならないというふうに思っています。

ですので、そういった意味で、この計画自体ができないことではないというふうに我々が判断しておるのは、そういったところから幾らか黒字にまでいけば一番いいんですけども、それに近づけるような、そういった計画はできるんじゃないかというふうに見えています。

ただ、そうしたときにやはり一番大事になってくるのが、それじゃあ、その計画をどうやって実行していくか、再三言いますけども、やはりそこだろうと思います。

だから、そこの実行をしていくためにどうやっていくかというところを、やはり病院も町のほうも関わっていかないと、なかなか病院さんに、ほんじゃあやってくださいと言うだけではそこがいかないおそれがあるので、やはりそこは一緒になってやっていく必要があるというところを、実行が大事なのはそこだろうと思う。

さっき議員もおっしゃったように、今の任期がどうか、そういった問題じゃないと思いますので、やはり病院を守るということは医療を守っていくということは、そういったことじゃないと思いますので、やはり無責任なことはできないというのは誰も同じですので、そういった意味で、やはり我々は実現できると思っていますし、計画づくりが実現できると思っていますので、やはり実行していかないと、なかなか吉賀町の医療、将来にわたって残していくのは難しいというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 誤解があっては困りますので、一言申し添えておきますけど、任期が来るからどうのこうのって言ったわけじゃないんです。任期があるから、次の世代に引き継ぐために、きちっとしたことを残しておかにはあいいけんのじゃないかちゅうことを言うたわけですので、その辺のところは誤解のないように聞いてほしいと思います。

それと、町が関わるというのは、これ公設民営にするための改善計画書でしょう。公設民営にしたら、当然、町は関わるどころじゃなくて、町が責任を持ってやらにゃあやれんようになるわけでしょう。

だから、その辺のところ、今の現状を見とって、本当に町が役場に物申せるそういう姿勢とか腹がくくれるかということですよ、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 繰り返しになろうかと思いますが、先ほど来申し上げております。副町長も申し上げましたが、そうした強い思いを持って、今回対応させていただくということがございます。

副町長申し上げましたように、経営改善計画は、これはできるものと思っておりますし、問題はそれができた後、これは来年の3月の段階で計画自体は仕上がるということがございますが、それ以後の履行のところにつきましても、町といたしましては、強い関わりを持ってということであれば、例えば人を送り込むであるとか、そうしたところまで踏み込んでいかないと履行ができないというふうに今の段階では思っております。

そうしたこともおいおい判断をしていかなければならないということがございますが、まずは

そうした実行に移れるまでの計画を、今回の補助金の中でしっかり石州会、六日市病院様には果たしていただこうと、こういうことで今回上程をさせていただいたところでございます。

なかなか伝わらない部分があるかと思いますが、我々執行部といたしましては、そうした考えを持ちながら、今回、上程をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 強い思いをということであります。町が経営改善に当たって、収支のバランスのことも言われましたけども、具体的な項目として、例えば人件費比率をもう72%までに抑えろとか、そういう具体的な数字というものを持って臨むのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 計画策定に当たってのところでございますけれども、その部分につきましては、町といたしましても、将来に向けた病院像なりそういったところのビジョン持っておりますので、その中におきましては、病床数でありますとか、あるいはそこに従事する人員配置の部分についても、ある一定程度の考えを持ってやはり参画していかないと、その意味はないというふうに考えておりますので、その部分につきましては、ちゃんと町としての考えを持って参画をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） この1,000万円につきましては、各議員さんもいろいろな考えがありまして、私も当然持論もありますが、要するに経営改善に向けてコンサルを雇うということなんですが、先般から何度も言いましたけど、貸し手側が合銀ですよね、貸し手側が雇うコンサルというのが、それを何回も病院も入れていますが、果たして成果のものができるかどうかというのも疑問がありますけども、これ極端な話ですが、病院もお金がないことは、現実1,000万円のが云々ということじゃないと思うんですが、この計算書を見てもずっと赤字になっていることは事実であろうと思いますが、いわゆる病院のほうも、福祉機構から去年3億円ぐらい借りとるんですよね。これ、給付金じゃないから返すんですが、こんなことを言うべきじゃないかもしれませんが、町内有志の方から6,000万円の高額寄附があったというようなこともあって、実際には病院というのはお金を蓄えているんだろうなというふうに、私も推測するんですが、要するに、この前から言うように、貸し手側がコンサル入れるんでなくて、やはり主体性を持って、お金を出すほうが主体性を持って、町側がですよ、出してほしい、出してやろうということになりますと、その辺のコンサルの選定をなぜしなかったのかなという思いがするんです。要するに、将来的には公設民営には黒字が大前提ということではあります、今のままでいったら絶対にできないと思いますよ、令和6年を目途に。

そうすると、民間でいうと、経営コンサルがよかったら成功報酬ちゅうようなこともあるわけですが、その辺のところも踏まえてもうちょっと慎重に、財政的なものが湯水のごとくあるわけでもないですし、赤字がどんどん病院のほうも増幅する、負のスパイラルを抱えてしまうということがあるわけですから、その辺のところを町はなぜもうちょっと、お金を出すほうが少しは、少しというより大部分、主張をしてコンサルのほうの選定というのはいけないんですか。もう既に入ってやっているという話も聞きましたけど、どうなんですか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） コンサルのところですけども、今までやった業務の内容と若干内容が違おうと思うんですけども、今回あくまでも経営を立て直すということが主眼ですので、今までのと業務内容が若干変わってくるんだなというふうに思います。

ただ、そうはいっても、2年前にも町のほうからコンサルが入っていただきましたけども、そのときの資料が全く使えないというものでもないというふうに思っています。ですので、そういったところではやはり今回のこのコンサルを使うことによって、幾らか経費の削減、そういったことも当然あるかというふうに思っています。

それから、成果品、一番大事なところの、そこがどうかということなんですけども、先ほども申しましたけども、やはり山陰合銀は、そこに今実際に債権を持っているわけです。石州会が潰れて一番困るのは、先ほども話しましたが山陰合銀ですので、そこが後ろにいるということは、決してそこでいい加減な計画をつくったら、結局自分のところに返ってくるわけですから、私はそんなでたらめな計画はつくらないというふうに見ています。

ですので、一緒になって、そうはいってももちろん病院の主体的な協力がないとできませんので、そこに町も関わりながら、三者でやはり一体となって計画づくりから進めていくということが大事だろうと、まずはそこからやっていきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 副町長、それは甘いと思いますよ。銀行は、貸しているんだから回収しなきゃいけないということで、2年前もやったことが、無駄にしないように経費も節減しながら、経営改善の立て直しに向けていいコンサルをするという考えでしょう。

だけど、私に言わせたら、貸し手側が回収しやすいような方法論をコンサルする、言い方が悪いかも知れませんが、そういうコンサルしますよ、必ず。そうしないと自分の身が立たないわけですから、その辺のところも、あまり善意で捉えて考え方が甘いんです。

しょせん人のこと、人のお金っていうことじゃなくて、本当に経営改善をして、公設民営に持っていきたいのであれば、今までだっている三者会議の中でもいろんな話が出てきたと思うんですけども、その辺のところでは何がネックでどうなんかなんかということをしつかり分析して、今、

公設民営であろうと、民間であろうと、病院でも全国、島根県でもありますよ、18億円の売上げで3年連続黒字経営って。そういうところの経営内容との比較論は何があるのか、人件費の問題とかいろいろありますよ。収入に対して出ていくほうがどうなのか、そういう分析も合銀がやるコンサルに丸投げじゃなしに、自分らの担当課もそういうところを分析する、そういう資料集めをするっていうことをやっぱりせんと難しいと思いますよ。双方がそういう資料を集めて勉強する、知識を得るという考えでなかったら。ただ1,000万円だけ出してやりゃあいいっていうものではないと私は思っていますが、この責任は町長が幾ら取られてもだめなんです。町民が取るわけです、最終的には、町民の血税を使うわけですから。そういうことになります、一応公には責任者は誰かということになります、その辺覚悟はどうなんでしょうか、伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 財政出動をする最終的な責任は私でございますから、それは当然私にあるわけでございます。

全員協議会の資料の8ページにもお示しをさせていただいたように、決して補助金を1,000万円、990万円出すから、町のほうがあとはもうお任せしますというスタンスじゃ全くないです。しっかり見てもらいたいんですけど、8ページのところにありますように、進捗管理に向けては経営改善計画作成への参画を一緒にやっていると、これは、ステップ2、3。ですから、もう当然出てくるもの全てについてそうしたところで参画をしていくということでございますから、当然、三者会議もそうでございますし、それから、あり方検討会議もそうです。それから、事務方の専門部会もそうなんです、そこの全てのところへ関わっていかうというスタンスでございます。

それから、進捗状況の確認も逐一やっていかうということございまして、当然その中には議会のほうにも状況を、情報提供をさせていただいて、折々で御意見を頂きたいとこういうことございまして、いろいろ御意見を頂きましたが、町のほうがしっかりそこへ関わっていかうところは、ぜひ酌み取っていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） この病院の経営改善計画ですが、端的に言いますと、はっきり言いまして、この計画策定に当たって国庫補助金っていうんですか、以外は、町費は、町から一銭の財政支援というのはないということで経営計画をつくってもらいたいと思うんですが、その辺についてはどのように考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） ちょっと質問趣旨に沿わなかったら、またちょっと再質問していただきたいと思いますが、今回のコンサル業務に対してということじゃなくて、計画に対してと

いう意味で……、ですかね。ですので、あくまでも補助金を当てにしたような計画にしないといけないということだろうと思いますけども、当然、いろんなやり方、ちょっと私も詳しいこと知りませんが、やはり医業本体の収入がどうであり、それで経費がどうでありという、やっぱりそこを基本に考えながら、いかに収支のバランスを取っていくかということが、経営改善計画の基本になるところだろうというふうに思いますので、そこに補助金ありきであるとか、そういった計画になってはいけないと思いますので、その辺はやはりありきではなくて、やはり本業の医業収入に対して経費がどうかというところを中心に、そこでバランスを取っていくということを中心にやっていかなきゃいけないというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 皆さん、いろいろ御意見があると思いますけど、まず、この公設民営化に当たっての期間、コンサル含めて、令和4年の3月で改善計画が出ると、そういうところだと思いますが、これまでやっと、町と病院と金融機関等とやっとテーブルにのったないうことで、安心ではありませんけど、ちょっとは先に向けて考え方が進んできたなというところもあります。

いろいろこれまで、結局は町にも責任がありますし、病院にも責任あります。今、コロナの関係で、いろいろ問題はあると思いますけど、これをまた逃すともう後はありません。多分そうなると思います。今の日本経営ですか、それがしっかり入って、日本経営だけがしっかりでなしに、やはり町も金融機関もしっかりと、病院も同じテーブルで運命共同体的なそういったお話と結論を出されないと、また同じ繰り返しになりますんで、得策があつてまた別な方法があれば一番いいですけど、もうそれは多分間に合いません。とても令和6年、公設民営化、まずこれはかないません。もうこれが最後だと思いますんで、そこは私は応援しているつもりではありますが、それ以外に得策があれば、そっちありますけど、もうこれが最後なので、そこはしっかり行政のほうも、今のお話、いろんな考え方がありますが、しっかりと町長も言われましたけど、この話に携わってやっていただきたいと思いますが、結論が出た場合に、来年3月ですね。もうそこでやはり町としても、公設に向けて動きをしないといけません。そういったところの確認ですけど、すぐそういった動きになると思いますけど、そこら辺はどうお考えですか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

公設民営化に向けての取り組みということになろうかと思いますが、前にもお示しましたように、公設民営化に向けて1年半手続きがかかります。ですので、令和6年から逆算すると来年の秋までには申請ができないと、令和6年にはできないということになります。

ですので、そのための資料でもあるんですけども、今回のこの経営改善計画もそうですし、収

支計画は当然申請書につけなきゃいけないので、この改善計画書ができたとする、それに公設民営化の一つのハードルはクリアするということになるかと思っておりますので、申請に向けた書類であったりとかその辺のところの整理、県とのやり取りがまたいろいろ出てくると思っておりますけれども、来年の秋の申請ができるように、やはり町、さっきも言いましたように、一体となってやるということでしたけれども、それができるように頑張っていかなきゃいけないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） ぜひ、しっかりやってもらいたいと思います。もう多分、これが最後です。これを逃すと、もう病院ももちません。また、町もそれなりの影響を受けますんで、イメージダウンということもありますけど、財政に関しても当然影響が来るわけですから、財政が困難だから支援できませんって、いろいろ今まで私も聞きましたけど、そういう話はもちろんですけど、そういう話じゃなしにしっかりと、やっぱり連携してお話ししてもらわないと、町長の決断でこういうふうになったわけなんで、そこは期待しないとはいけませんけど、これが最後だと思いますんで、そこはしっかり頭に入れてやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） コンサルタントの業務ですけど、今回が最後なのか、また次にコンサルせないけんとか、そういうことにはもうならんと思うんですけど、それを確認はできているのかということと、それから、さっき副町長が言われた理事長が、人材の件で重点を置いてせんにゃあいけんと言うた、その意味がちょっと分かりにくいんですが、要するに人を減らすの、そういう意味と思うんですけど、減らす場合、診療科目も少なく、そういうこと全てをやると思うんですけど、そうなってくると規模縮小というのはどんどんなって、受診者も減ってくると、そういう負のスパイラルみたいな感じでなってくるので、そこら辺も含めて全てをコンサルタント、今回は全てをするのであるということ、確認はできているのかどうかお伺いします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

コンサル業務、これが最後かということなんですけども、今回の経営改善計画をやって、もうこれ以上のことはないと思っておりますので、ないとは思いますが、ただ、何か予期せぬことが起こって別のことを何か協議しなきゃいけない、それで、また誰か専門家のお力をお借りしなきゃいけないというようなことでもあれば、それはまた別ですけども、この経営改善だけ、計画づくりに関していえば、もうこれはないというふうに思います。

それから、人の問題ですけども、それは、議員御指摘のとおりでございます。ですので、人に

手をつけるということは、人を減らしていかないと、人件費比率がすごい高いのがこの病院の特徴ですので、そこを人件費比率を下げていくことになれば、人を減らしていくということになるかと。そうすると、診療科目であったり、ベッド数であったり、そことのバランスがどうなのかというのを、そこをやっぱり今からコンサルのほうでいろいろ検討していかなきゃいけないと思いますけども、そのバランスを取りながら、どこを、町のほうの今規模のところは持ち得ていますけども、そのやっぱり修正も当然この中では出てくると思いますけども、その中で、やはりそういった診療科目であったり、ベッド数であったり、そこをまた改めて検討するという事になるかと思えます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 2点聞きます。

コンサル入るということですが、その中で人件費の問題、先ほども言いましたが、なおかつ職員の中でというか、石州会から報酬を受けている人の中で、石州会の給与規定、どういう決まりか分かりませんが、給与の決まりを超えて報酬を受けている者がいるかいないか、そういうところまで踏み込んだ調査がされるのか。やり方はありますから、銀行への振込の依頼書等も、全部銀行持っていますから、そういうことをやるのか。

それともう一点、先ほど9番議員からもありましたけども、コンサルの能力について、普通にコンサルのことを病院関係の方にお聞きしても、僕の聞いている範囲なんですけども、能力が非常に低いということをお聞きしています。ですから、もう一度コンサルの選定について再協議をするのか。

それと、県の考え方、コンサル入れるっていう、そのコンサルの選定についての意見、これを求めるか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

人件費等の問題、これは、町のほうからはお願いしようというふうに思っています。それから、組織の形態であったりとか、そういうところまで踏み込んだコンサルをお願いしようというふうに思っています。

あと、やり方は、ちょっとコンサルはどうされるか分かりませんが、そういったところを町のほうからお願いをさせていただきたいと思えます。

それから、コンサルのことですが、2年前に町がお願いするとき、県から紹介されたコンサル業者が、このコンサル業者に入っていました。2社紹介していただきましたけども、その中の1社はここに入っていました。県内でも、幾つか実績をお持ちです。ほかの病院でのコンサル業務の。

ですので、そういったところとの比較なり、そういったことは今回やっただけというふ



うに思っています。

ですので、今回のこのコンサル業務についても、具体的に氏名まで出して照会はしていませんけども、県のほうからも了解をいただけるというふうに思っております。

ですので、今から変更ということは、特に考えてはおりません。

○議長（安永 友行君） 結構な質疑の量が出ましたが、ほかの分野もありますので、質疑はよろしいです、ありませんか。――質疑あります。7番、河村議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 病院以外で、それでは、予算書の14ページ、機械器具費についてお伺いします。

これは、平成31年のときに、アンテナショップで修正動議が出る、また、1,800人近い人の陳情もあつたりした件ですが、そのときに示された予定表として、見込みだったのでこういう協力隊業務費とか家賃とかというのは上がってきていたんですが、それも31年のときにも240万円ぐらいのエアコン、空調の設備が要りました。

それで、今年も協力隊1名が2名になっていました。それで、また修繕費が125万円計上されていますが、この3年の委託期間でということだったんですが、いろんな予算、お金がついていって、思いやり予算といいますか、どんどん膨れていっているんですが、産業課はちゃんとした事業計画、また、現地で実際に冷凍庫を見にいかれて、この冷凍庫は今後の事業に的確にできているもんかとか、そもそもの事業計画を、どういう計画をこの3年以降に持っていて、これを今回導入するとか、いろんな計画があると思うんです。まず、実際現地行ってみて、あの冷凍庫で今後どういう事業を展開していくか、そういう絵が描けているかということと、地域商社も取りやめになりましたが、アンテナショップは本当に大事だと思っているんです。

それで、やはり事業を継承するのなら、町民から広くプロポーザルか何かで募集して、それで、やはり今の場所で続行がいいのか、いろんな検討を加えて、その上でやはりやっていくべきだと。

でないと、次から次へ経費がかかったから、それをどんどん補充するのではなく、やはりちゃんとした計画を持って、それを示してやっていくべきだと思うんですが、産業課、どういうふうに思われているか。

○議長（安永 友行君） 産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えしたいと思います。

今回の保冷库につきましては、敷地の外、アンテナショップとは、建物とは別なところに保冷库はございまして、ずっと平成14年の当初から使われてきたものです。

それで、使われ方としては、野菜のバックヤード的な量1畳程度の小さな保冷库でございまして、やはり20年近くたっておりまして、昨年からは冷凍の仕方も悪くなってきたということで、企業組合さんのほうで修繕はしてございましたけど、メーカーさんが言われるには、この夏に負荷

がかかるともう部品もないというような状況を聞いておりました、当然、壊れる確率といいますか、もう使われなくなるというようなことも伺いました中での今回の予算を計上させていただいております。

当初は、保冷庫につきましては、当然、使われますと、いつかは壊れるということだと思えますけど、もう少しもつんじゃないかというような見通しの甘さもあったわけですが、今回につきましては、もうこれ以上壊れると買い換えないといけないというようなことから、予算を計上しております。

計画についてなんですけど、当然、経営の計画につきましては、今、かきのきむら企業組合さんと一緒になってやっております、エポックさんがやっていたときよりもかなり売上げも伸びていまして、町にとっても非常に大事な施設という認識の下に、今後も一緒になって携わってやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 食と農さんと話し合っただけと言われますが、やはりそこには産業課も、町もやはりちゃんとしたビジョンを持たないと、全部食と農さんにお任せではいけないのではないかと思います。ましてや、あそこを足がかりといいますか、ステーションにして、そこからまた広がっていくとかというのを考えているのなら、今の施設ではこまいかもしれません。

まず計画があつて、それからしかるべき、3年と言いまして、もう2年たちました。あと1年ですよ。やはり食と農さんともちゃんと話し合っているとは思いますが、町内ほかにもいろんないい意見があつて、また、やりたいという方がおられるかもしれません。だから、そういうことも考えて、本当にどうしたらいいかというのをまず町が示すべきで、それからこういう、入っていくべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 町といたしましては、農地の維持または情報発信の基地としてのアンテナショップの位置づけは、非常に重要な施設という認識でおります。そこに出されている方も、170名あまりの生産者がいらっしゃいます。生きがい対策ということにおいても、非常に重要な施設ということで認識をしております。

広島百貨店、福屋さんであるとかLECT等にも野菜を出荷しております、かなり評判もいいというふうに私も思っていますが、今後も規模拡大がすぐのことにはなりませんけど、どんどん売上げも伸びていくようであれば、また別の場所も考えないといけないと思っておりますけど、まずは今の場所でのしっかりとした経営をしていきたいというふうに感じております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の14ページの機械器具費で、もう一点のほうのリモコンでの草刈機の件でお聞きをいたします。

まだ実際に、農業公社に仕事はやっていただくということで、その単価等については未定だというふうにお聞きをしておりますが、経費のうちで、人件費は見られると思いますが、修繕費が、いわゆる大規模な修繕等が必要になった場合に、それは町の責任で行うのか、それとも委託先のほうが行うことになるのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

大規模な修繕費ということは、使用していて壊れたというようなことがあろうかと思いますが、その辺のことににつきましては、これから詳細には検討していきたいというふうに思っていますが、今、想定では農業公社への貸付けを考えておまして、その辺の割合につきましては、農業公社とも十分協議をして行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） これから検討でいいんですけども、どういう方向をもって協議をするか、町として、草刈機の、カタログ上で今、RJ700程度と同程度のということで説明ありましたけども、結構ベルトが切れるとか、消耗品的なものでなくて機械的壊れることもありますので、その点はどうするのか、しっかりと町としての考えを持ってやっていただきたいということと。

それと、今、農業公社がいろんな作業受託をしていますけども、どんな仕事ができる、するっというものが、なかなか公社のほうから出ていないものもあります。例えば、今、バックホーを持って、暗渠排水等のできるように設備も、自分でやるようにしていますけども、その単価幾らであるとか、どうするのかとかいうような、今のこの草刈機も含めてどういうことをしますよというような中身の広報についても協議をされるということによろしいですか。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 当然、そういった周知はしていきたいと思っております。バックホーにつきましても、暗渠排水におきましてはメーター100円というふうな値段設定もさせていただきます。リモコン草刈機につきましても、先ほどほかの議員からの御指摘もありましたけど、なるべく使われる方が安くなるようなことも考えながら協議をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありますか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 9ページの002一般コミュニティ助成事業補助金ですが、事業費としてこれ全てで事業を完結するのか、あるいは、たしか棚田の新しい支援の制度ができておると思いますが、その辺のところも該当するかどうかは分かりませんが、活用して事業費を増やすのかというのをお聞きしておきたいと思えます。

それと、15ページの003観光施設の管理費ですけど、今、休館中ですので、こういう修理も上がってくるんだろうと思えますが、こういうものは、もう既に交換しなければならないとか、修理しなければならないというのは、急に壊れるような、どうもろ過器とかガスの給湯器とか、物品じゃないわけですよね。ですから、毎回毎回予算を計上するのではなくて、指定管理施設全般をもう少し総合的に見て予算を組むべきじゃないかと思えますけど、その辺企画はどう思われていますか。

それと、大変申し訳ないんですけど、繰越明許で少し関連があるのでお聞きしますが、これも3ページの観光施設の管理費1,650万円が出ていますけど、ここに繰越しの理由が書いてあります。年度内に金額の確定が困難であるためという理由がありますが、その中の最後に、3年5月末現在で、新型コロナウイルス感染症の影響額について、指定管理者と調整中とあります。これは、今、工事で休館、何か月ですか、していますよね。そのことも考慮に、考慮といえますか、この指定管理料の中に、委託料の中に入ると理解してよろしいんですか。その2点をお伺いしておきます。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 3点と思えます。お答えさせていただきます。

まず、コミュニティ助成事業、9ページに示すものでございますが、これにつきましては、現在、大井谷の棚田におけるライトアップ事業を計画しているところでございます。

この事業は、あくまでも一般コミュニティ助成事業といいまして、宝くじの原資を基にした事業でございますので、自治会等が交付対象となるものでございます。

これにつきましては、単年度完結の事業でございますが、これについて今後継続するとか増額するとかという予定はございません。

それと、2点目の修繕料につきましては、15ページ、確かに都度都度補正を上げております。我々も、なるべく当初で分かるものは上げるように努力いたすんですが、当初予算からどうしても時期が経過すると不明なところが出てきます。

特に今回のろ過器の261万4,000円におきましては、ろ過砂を現地で見ると調整するところがございますが、ちょっと最近、継ぎ手、継ぎ手というよりフランジのところちょっと水が漏れてまいりまして、これをもし交換するには4か月程度製作費がかかるということで聞いてお

ります。1基2か月程度かかるということで聞いておりますので、事前にもう20年たっておりますので、交換する時期ということで、事前に作らせていただくという経費でございますので、御理解いただければと思います。

それと、繰越明許の1,650万円、観光施設管理費ですが、これは、いわゆる新型コロナ感染症対策における影響額を見ておるものでございます。特にゆ・ら・らを想定しておりますが、引き続き3年度4月以降も、感染症対策の影響があると考えまして、2年度予算を繰り越したものでございます。

先ほど言いました休館に関することではございませんので、その点は御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） ちょっと質問が悪かったかもわかりませんが、今のLEDのライトアップの宝くじの助成金のことなんですが、当然、大井谷の自治会に交付金されるというのは承知してはいるんですけど、この250万円で、今、大井谷の皆さんが求めているようなLEDの設置ができるのかということをお聞きしたわけでありまして。私が、一昨年ですか、借りてきてやったときの試算では、少しこれよりは金額がオーバーするようなことを聞いていましたので、そのところを町として支援、せつかくああやって600年続いた棚田を、早ういうたら100選に選ばれとるわけですから、活用すれば資産ですよ、これは。に対して、町が支援をする姿勢があるのかないのかということをお聞きしたわけです。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えをいたします。

事業内容につきましては、先ほど言いました4色のペットボトルというんでしょうか、これを3,000本用意する計画となっております。申請者は、白谷自治会ということになっております。これで数的に足りないということは、ちょっと我々まだ聞いておりませんので、その辺はまた自治会等から意見が出れば、またちょっといろいろ考えてみたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の彫刻の設置のところですけども、15ページ、観光施設整備事業費として商工費の中で上がっています。もう一度彫刻の展示の目的についてお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 彫刻の設置の目的ということでお答えさせていただきます。

まず、重複するかもしれませんが、UBEビエンナーレに展示されておりました、吉賀町賞と

して入選しておりました彫刻を、作家の方から、ぜひ吉賀町で設置していただけないかという御厚意頂きまして、今回設置するものでございます。

場所につきましては、いろいろ我々で案を考えながら決めさせていただきました。今のポケットパークの下にあります正国公園でございますが、これまでも地域の要望等もあり、地域要望と申しますか、子供たちのいろんな御提案の中で遊具を設置させていただいております。そこで、やはり場所的にも今の彫刻を設置するにも適しているのではないかということで、名誉町民澄川先生のほうにいろいろ相談したりしたところで、今の場所を決めさせていただいたところでございます。

目的は、やはり彫刻が、やはりあそこが一番見やすいのではないかと申しまして、決めさせていただきました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 目的、目的というか、何を実現をするために設置をしようとしているのかという部分での目的についてです。もう一度お願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 失礼しました、ちょっと目的について。目的は、やはり一義的には芸術・文化の周知と申しますか、芸術・文化で触れ合うことを目的としております。

このたび、UBEビエンナーレで吉賀町賞ということで、澄川先生が文化勲章を頂いたということで、ぜひみんなに見えるところが一番いいんじゃないかなということで、場所を選定させていただきました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑をこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第14、議案第51号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ここでお諮りをします。事前に文書により、3番、桜下議員から、自死防止対策についての緊急質問の申し出があったところでございます。当町議会会議規則第62条の規定により、桜下議員の自死防止対策についての緊急質問の件を議題としたいと思っております。

本件については、議場の皆さんの同意が必要です。ここでお諮りをします。桜下議員の自死防止対策についての緊急質問について同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、桜下議員の自死防止対策についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことは決定をされました。

ここで、文書の配付等もありますので、5分間休憩します。

午前11時41分休憩

.....

午前11時46分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1. 桜下議員の「自死防止対策について」の緊急質問について

○議長（安永 友行君） 追加日程第1、桜下議員の「自死防止対策について」の緊急質問を行います。

3番、桜下議員の発言を許します。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 桜下でございます。緊急質問の場を与えていただきまして、まずもってお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。自死防止対策についての質問であります。

町内の岩国市に通じる県道のある場所で、今年に入り自死者が増加しております。この場所は、吉賀町内の町民の皆さんは御存じだと思いますが、山口県境に架かる橋で、町民の皆様なら誰でも知っておられる場所です。

増加をしているというふうには先ほど申しましたが、具体的な数字を上げますと、これは島根県警のほうでも確認をしておりますが、設置されて以来相当な数の方がお亡くなりになっておられまして、最近では、令和元年はゼロでありました。

ところが、令和2年に入りまして4名の方がお亡くなりになり、また警察のパトロールによって保護された方が4名、もし保護されなかったら8名の方が1年間でお亡くなりになっております。

そして、直近の令和3年に入りまして、今年であります、既に2人の方がお亡くなりになっております。そして保護された方が5人になっております。このことは先日のサンネットでも、地元の方と岩国市の方と六日市交通さんが連携されて保護されたということでサンネットでも表彰されております。

また、六日市ふれあいホールにバス停がありますが、そこでもこの場所に行く時刻を何度も聞かれて、その事務員の方が尋ねたらどうも自死の可能性があるので保護されて、この方もサンネットで放送されましたが表彰されております。

というふうに、この場所で去年と今年になりましてお亡くなりになられる方、また保護される方が急増をしております。大変残念なことであります。水質日本一に何度も輝いた清流高津川の水源近く、また当町のキャッチフレーズでもあります、キャッチコピーであります「水とすむまち吉賀町」を全国に発信をしている当町にとりまして、自死者が大変多いということはマイナスであり、残念なことであります。これは町民皆様が共有をすべきだと思っております。したがって、不名誉なことではあります、何よりもまずは命を守る防止策を講じるべきであると思ひまして、今回緊急質問させていただきました。

このことは、昨年11月に津和野署に関係者が集まりまして協議をされました。防止対策会議が開催されましたが、具体的な対策は実施されておられないようであります。この事案のために地元の消防団の招集があり、行方不明者の捜索、その後の対応など消防団の負担も、年々消防団の人数が減っている中で、大変負担が大きくなっております。また地元、自治会からも対策を望んでおられまして、津和野警察署にも口頭ではあります、要望があったと聞いております。

この場所は県境であり、また県道であり、国定公園の関係もありまして、町独自の対策は難しいと思われ、岩国市、警察、土木事務所など関係機関と協議し、自死防止対策を実施すべきであると思ひます。昨年の対策会議の中で、この県境にかかっている場所は3年毎に管理が変わっているということで、今年3月までは山口県の管轄でありましたが、この4月からが島根県の管理になるということになります。

そして、何よりなぜこの場所が多いかといいますと、実はSNS、具体的にはいいますとユーチューブで心霊スポットということで全国3位ということで、既にSNSで報道されておられまして、今年保護された方を事情聴取しますとユーチューブで見たという方がほとんどだそうであり、このSNSの拡散を防ぐということは大変難しいと思ひますが、そういうように吉賀町のイメージにとりましても大変マイナスであり、また不名誉なことでもありますので、ぜひこの自死防止対策を講じていただきますよう緊急質問させていただきます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。



○町長（岩本 一巳君） それでは、緊急質問でございます。桜下議員からの「自死防止対策について」ということで御答弁をさせていただきたいと思っております。

昨年11月の12日と本年3月5日に対策会議が開催をされまして、そのときの参加機関は津和野警察署、益田保健所、津和野土木事業所、そして吉賀町の四者でございました。

会議内容につきましては、令和2年度において事例が発生しており、情報の共有と現状及び今後の対応について協議が行われたと聞き及んでおります。

令和2年度の自死者はいずれも町外の方でございました。聞き取り等からは吉賀町との縁故は確認できていません。推測となりますが、先ほど議員のほうから少しお話がございましたが、インターネット等から吉賀町の情報を得ているのではないかと情報がございました。

御指摘の地元消防団の頻回出動についても報告がございまして、地元住民の負担が増している状況であると認識をしております。

現在実施されている対策といたしましては、平成20年度に岩国市と吉賀町連名による要望の結果設置された高さ2メートルの防護柵といのちの電話看板の設置、地元警察によるパトロールの強化、地域住民等の見守りや情報提供となっており、実際に自死を事前に防止するなどの成果につながっていますが、完全な防止には至らず、今年度も新たな事案が残念ながら発生をしているという状況でございます。

防止に向けた対策案として、先ほど申し上げました会議の中では、新たな防護柵の設置や橋梁下へのネットの設置、監視カメラや自死防止呼びかけ看板等の設置、インターネット上の有害情報削除等が挙げられておりますが、費用負担等の課題もあり、効果的対策となるよう引き続き島根県内の関係機関において継続して協議を行うこととしております。

また、昭和56年の協定によりまして、これもお話がございましたが、本年4月からは島根県が管理をしていますが、3年単位で山口県と交互に対応しており、このことから今後は山口県を含む関係機関がそれぞれの役割を担当し、効果的な自死対策を講じていくことが重要であると考えております。

地元の一つとなります当町、吉賀町といたしましては、隣接をする公園環境改善等に関して指定管理者との協議や自死予防対策行動計画がございまして、この計画に基づき、引き続き町民に対しては自死防止に関する啓発や様々な悩みに対する相談窓口の充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番、桜下議員の質問については終了いたします。

追加日程第1、緊急質問についてはこれにて終了しましたので、ここで昼休み休憩とします。

休憩します。

午前11時56分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を再開いたします。

----- . ----- . -----  
**日程第 1 5. 発委第 2 号**

○議長（安永 友行君） 日程第 1 5、発委第 2 号吉賀町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。3 番、桜下議会運営委員長。

○議会運営委員長（桜下 善博君） それでは、読み上げまして上程とさせていただきます。

発委第 2 号。

吉賀町議会議長安永友行様、提出者、議会運営委員会委員長桜下善博。

吉賀町議会基本条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び吉賀町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出いたします。

理由につきましては、障がいを持つ議員や妊娠中の議員に対して、議会活動がしやすい環境を整備するためであります。

では、裏面を読ませさせていただきます。

吉賀町議会基本条例の一部を改正する条例。

吉賀町議会基本条例（平成 2 5 年吉賀町条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2、議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、円滑な議会活動のための配慮をしなければならない。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの委員長の説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第15、発委第2号吉賀町議会基本条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第16. 発委第3号

○議長（安永 友行君） 日程第16、発委第3号吉賀町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。3番、桜下議会運営委員長。

○議会運営委員長（桜下 善博君） それでは、読み上げまして上程とさせていただきます。

発委第3号。

吉賀町議会議長安永友行様、提出者、議会運営委員会委員長桜下善博。

吉賀町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を、別紙のとおり吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由につきまして、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものである。

裏面を読ませさせていただきます。

吉賀町議会会議規則の一部を改正する規則。

吉賀町議会会議規則（平成17年吉賀町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして」に改め、同条第3項中「議員」を「第1項の規定にかかわらず、議員」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者

の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印にしなければ」に改める。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの説明に対し委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第16、発委第3号吉賀町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第17. 発議第2号

○議長（安永 友行君） 日程第17、発議第2号コロナ禍における米の需給環境の改善を求める意見書（案）を議題とします。

本案については、経済常任委員会の報告を求めます。6番、大多和経済常任委員長。

○経済常任委員長（大多和安一君） 経済常任委員長の大多和です。お手元に委員会審査報告書を配付しておりますので、これを読み上げて報告いたします。

吉賀町議会議長安永友行様、令和3年6月15日、経済常任委員会委員長大多和安一。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号、発議第2号。件名、コロナ禍における米の需給環境の改善を求める意見書（案）。

2、審査年月日、令和3年6月15日。

3、審査結果、修正可決。賛成多数です。

裏をおめぐりください。

修正案ということで、修正した箇所だけ説明いたします。

修正した箇所は、記の1、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で起きた過剰在庫を国が緊急に買い入れ、米の需給環境を改善することという議案はありましたが、この「すること」を取りまして、「米の需給環境を改善し、農業生産者の経営と地域経済を守ること」と修正いたしました。

これにより、先ほど報告しましたように修正可決されました。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの委員長の報告に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑はないようですので質疑は終わり、これより討論を行います。

この発議に対する委員長の報告は修正可決でしたので、討論は3つの立場に分けて行います。

第1に原案、修正案ともに反対の方、第2に原案に賛成の方、第3に修正案に賛成の方、以上の順序で行いますのでよろしくをお願いします。

初めに、原案、修正案ともに反対の方の討論を行います。討論はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 次に、原案に賛成の方の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 最後に、修正案に賛成の方の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第17、発議第2号コロナ禍における米の需給環境の改善を求める意見書（案）を採決します。

まず本案に対し、経済常任委員長から提出された修正案の修正部分についてを挙手によって採決します。経済委員長から提出された修正案の修正部分について決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、修正案の修正部分は可決をされました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成

の方の挙手を求めます。——いいですか。再度申します。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第18. 請願第1号

○議長（安永 友行君） 日程第18、請願第1号、国に対し、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

本案については総務常任委員長の報告を求めます。5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） それでは、報告させていただきます。

令和3年6月14日、吉賀町議会議長安永友行様、総務常任委員会委員長中田元。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、受理番号第42号、請願第1号。件名、国に対し、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める請願。

2、審査年月日、令和3年6月14日。

3、審査結果、採択。賛成多数と決した。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ただいま報告をされました委員長に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） それでは質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第18、請願第1号、国に対し、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、この請願は採択とすることに決定をされました。

---

### 日程第19. 閉会中の調査報告について

○議長（安永 友行君） 次に、日程第19、閉会中の調査報告についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、経済常任委員長より2件の報告書が提出されております。経済常任委員長から報告を求めます。6番、大多和経済常任委員長。

○経済常任委員長（大多和安一君） まず最初に、お手元に配付しております行政視察報告書を読み上げて報告いたします。

令和3年6月17日、吉賀町議会議長安永友行様、経済常任委員会委員長大多和安一。  
行政視察報告書。

1、日時、視察先、参加者。日時、令和3年4月21日水曜日、視察先、島根県仁多郡奥出雲町「奥出雲町役場」、「阿井地区小水力発電所」。参加者、委員長大多和安一、副委員長庭田英明、委員桑原三平、委員松蔭茂、委員藤升正夫、議長安永友行。

2、調査事項、再生可能エネルギーについて。

3、視察の概要、再生可能エネルギーの地産地消について。①奥出雲電力株式会社の概要。②農業用水路を利用した小水力発電所の概要と発電施設の現地視察。

以下、阿井小水力発電所の概要、それから裏に回りまして仁多発電所の概要、三沢発電所の概要、奥出雲電力株式会社の概要はお読み取りいただきたいと思います。

4、所感。所感も参加した委員の所感をそれぞれ入れておりますので、お読み取りいただきたいと思います。

5、委員会としての提言。当町は、清流高津川を有した「水源のまち」であり、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの新規事業については、今後積極的に調査・研究に取り組むべきである。

以上が行政視察報告です。

続きまして、閉会中の委員会調査報告をいたします。

お手元に配付しております。読み上げて報告します。

令和3年6月17日、吉賀町議会議長安永友行様、経済常任委員会委員長大多和安一。  
委員会調査報告書。

閉会中の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

1、調査事件。件名、地域商社について。

2、調査事件の経過。1、令和2年4月8日、町執行部へのヒアリング。2、令和2年4月14日～5月13日、各関係団体へのヒアリング。3、令和2年5月28日、委員会。4、令和2年6月16日、委員会。5、令和2年6月17日、委員会調査中間報告、6月定例会でした。6、令和2年11月26日、先進地視察。視察先、江津市「道の駅サンピコごうつ」、「神楽の里舞乃市」。7、令和2年12月11日、委員会行政視察報告、12月定例会です。8、令和3年3月11日、委員会。9、令和3年3月19日、委員会調査中間報告、3月定例会です。10、令和3年6月15日、委員会。

裏をおめぐりください。

3、調査事件についての報告。地域商社事業に関しては、令和3年3月定例議会において、「住民からの盛り上がりには欠け、施策先行していた事業であり、無駄な委託事業のため早期に勇気を持って撤退すべき」との中間報告をしていたものであるが、令和3年度一般会計当初予算案から関連事業費を削除し、同事業から撤退したことは評価する。

令和元年度からの地域商社立ち上げであるが、事業を立ち上げるに当たり、関係住民・関係機関等の協議先に関しては、誠意のある対応に努められたい。

今後は、町民不在の施策ではなく、地域から盛り上がるような施策となることを期待する。

また、町としてのこれまでの地域商社事業取り組みの総括については、9月定例議会に報告されたい。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、経済常任委員長の報告を終わります。

---

## 日程第20. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 次に、日程第20、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務、経済、広報広聴の各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付したとおり閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

## 追加日程第2. 発委第4号



○議長（安永 友行君）　ここでお諮りをします。先ほど日程第18の請願第1号が可決されましたので、それに関わり総務常任委員会から発委1件が提出されておりますので、これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君）　異議なしと認め、発委1件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定をいたしました。

ただいまから局長が文書を配付しますので、しばらくお待ちください。

配付文書を確認します。よろしいです。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君）　それでは、追加日程第2、発委第4号「刑事訴訟法の再審規定」の改正を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君）　それでは、ただいまより発委第4号説明させていただきます。

令和3年6月18日、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、総務常任委員会委員長中田元。

「刑事訴訟法の再審規定」の改正を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由、無実の者が有罪とされたえん罪被害者を救済するため。

裏面を御覧ください。

「刑事訴訟法の再審規定」の改正を求める意見書（案）。

罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受けるえん罪は、人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。えん罪はあつてはならないと誰しも認めることでありながら、後を絶ちません。

えん罪被害者を救済する「再審」は、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度で、再審請求手続においても、再審請求人の主体性を尊重した適正な手続の保障が必要です。ところが、現行の刑事訴訟法第4編再審の規定は、裁判所の裁量に委ねられている点が非常に多いことから、その判断の公正さや適正さが制度的に担保される仕組みとなっておりません。

大きな問題の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま有罪が確定する事例が後を絶ちません。無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが当初から検察が

持っていたものでした。

通常審では、公判前整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし、再審における証拠開示には何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

もう一つの大きな問題は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。大崎事件の94歳を迎える原口アヤ子さんは、再審がいまだ実現されていません。袴田事件は検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんは、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申立てにより、89歳で獄死しました。このように、えん罪被害者の速やかな救済のために、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止をする必要があります。

よって、国会並びに政府におかれましては、罪を犯していない人を誤った裁判から迅速に救済するために、次の2点について「刑事訴訟法の再審規定」の改正を速やかに行われるよう求めます。

- 1、再審における検察手持ち証拠の全面開示。
  - 2、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止。
- 以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。
- 令和3年、島根県吉賀町議会。
- 提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣。
- 以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。ここで提案者に対しての質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） この意見書ですが、理由にもありますが、「無実の者が有罪とされたえん罪被害者を救済するため」とあります。そのために、立法府であります衆議院議長、参議院議長、それから行政府であります内閣総理大臣と法務大臣宛てとしてありますが、司法については何ら出されておられません。下から何行目ですか、「よって、国会並びに政府におかれましては」ということで、立法府と行政府にのみ出されておられますが、この内容からいけば、司法である最高裁判所にも提出したらいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） このことについて今6番議員のほうからありましたが、協議しておりません。また、請願にもこのように書かれておまして、総務委員会のほうで審議しておりませんので、今私ここで返答することができません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わり、討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

追加日程第2、発委第4号「刑事訴訟法の再審規定」の改正を求める意見書（案）の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、本定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まずは、本定例会執行部のほうから提案をさせていただきました全議案につきまして、可決の御承認を頂き、本当にありがとうございました。

また今回も、議案審議であつたり一般質問の中で大変貴重なたくさんの御意見を拝聴することができました。このことにつきましては、今後の事務執行の中でしっかり反映をさせていただきたいと思います。

そして、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、何よりも現時点で制度化しております生活支援、そして経済対策についてのメニューを迅速に執行してまいりたいと思います。加えて、大きな打撃を受けております、特に飲食を中心とした商店等につきましては、いろいろ御意見がありましたように現場の声をつぶさにお伺いをするとともに、商工会の役職員の皆さん、さらには関係機関・団体の皆さんと情報交換も行いながら、次なる対策に向けて早速協議を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

さらに、ワクチンの接種についてでございます。当面、今65歳以上の方々に対する早期の接種完了に努めているところでございますが、間もなく始まります64歳以下、いわゆる一般接種についてでございます。これも担当課のほうで今鋭意準備をしておりますが、さらにその準備のスピードを加速をさせていただきたいと思います。1日でも早い段階で集団免疫の獲得ができるように、総力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

議員の皆さんにおかれましても、いろいろな角度からお気づきの点がございましたら、遠慮なく御意見をお寄せいただきたいと思います。

以上、閉会の当たりの御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

---

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしましたので、これで会議を閉じます。

令和3年第2回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。

午後1時40分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員